

公共工事の中間前金払に関するQ&A

Q1 中間前金払とは何ですか？

A1 工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払い金として支払うもの。

Q2 中間前金払の対象となる工事はどんな工事ですか？

A2 1件の契約金額が130万円以上の工事で、当初の前払金を受領していることが必要です。

Q3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

A3 部分払と比較して、請負者及び発注者双方の事務を大幅に簡素化できます。

部分払の場合は、出来形検査が必要ですが、中間前金払の認定は書面による検査であるため部分払に比べ、検査等に係る手間と時間が大幅に減りますので、工事の進捗への影響も少なくなります。

Q4 中間前金払を請求できる要件は何ですか？

A4 次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ③ すでに行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q5 工程表に比べ作業が遅れていますが、中間前金払の請求はできますか？

A5 A4の要件を満たしていれば、請求できます。

Q6 工事現場等に搬入された検査済みの材料等を経費に加算することはできますか？

A6 できます。

Q7 中間前金払に必要な書類は何ですか？

A7 認定に必要な書類は、認定請求書、工事履行報告書等です。中間前払い金の支払いの請求に必要な書類は、請求書及び保証事業会社が発行した中間前払金に関する保証証書です。

Q8

当初契約時に130万円未満の工事が変更契約により130万円以上になった場合はどうなりますか？

A 8 当初契約時に130万円未満の工事は、中間前金払の対象になりません。逆に、当初契約時に130万円以上の工事が減額の変更契約により130万円未満になった場合は、中間前金払の対象になります。

Q9

請負契約の金額が変更になった場合、中間前金払の金額はどうなりますか？

A 9 中間前払金は契約金額の10分の2以内であり、かつ当初の前払金との合計が10分の6を超えることはできません。

① 増額変更の場合

$$(\text{変更後の契約金額} \times 60\% - \text{受領済の前払金}) > (\text{変更後の請負金額} \times 20\%)$$

なので、 $(\text{変更後の契約金額} \times 20\%)$ が中間前払金請求可能額です。

(例) 請負金額：1,000万円 増額変更：200万円 受領済の前払金：400万円

$$\begin{aligned} \Rightarrow \text{中間前払金請求可能額} &= 12,000,000\text{円} \times 20\% \\ &= 2,400,000\text{円} \end{aligned}$$

② 減額変更の場合

$$(\text{変更後の契約金額} \times 60\% - \text{受領済の前払金}) < (\text{変更後の請負金額} \times 20\%)$$

なので、 $(\text{変更後の契約金額} \times 60\% - \text{受領済の前払金})$ が中間前払金請求可能額です。

(例) 請負金額：1,000万円 減額変更：200万円 受領済の前払金：400万円

$$\begin{aligned} \Rightarrow \text{中間前払金請求可能額} &= 8,000,000\text{円} \times 60\% - 4,000,000\text{円} \\ &= 800,000\text{円} \end{aligned}$$

Q10

契約変更で工期延長になった場合、要件にある工期の2分の1はどうなりますか？

A 10 変更後の延長された工期の2分の1になります。